

いわき市農業委員会第15回総会議事録

1 開催日時

令和元年7月17日（水）13時00分から14時20分

2 開催場所

いわき市中央卸売市場 中央棟3階 会議室

3 出席者（32人）

(1) 農業委員（22人）

1 草野庄一	11 新妻信夫	21 和田正人
	12 佐川良平	22 木田テイ子
3 蛭田元起	13 鈴木理	23 小泉昌男
4 遠藤重和	14 蛭田秀史	24 佐藤吉行
5 藁谷昭夫	15 高木眞一	
6 鈴木義直		
7 草野久仁昭	17 菅波一郎	
8 箱崎寿正	18 大竹公治	
9 松本英人	19 油座盛明	
10 油座勝三	20 岡田光男	

(2) 事務局（10人）

太清光	事務局長
鈴木一徳	次長
早水孝太郎	主任主査兼農地調査係長
草野浩平	農地審査係長
野木隆司	農政振興係長
勝沼靖	農政振興係 主査
金成聡司	農地調査係 主査
府川将人	農地審査係 主査
石島大輔	農地審査係 事務主任
稲葉俊祐	農地審査係 主事

4 欠席者（2人）

2 坂本和徳
16 木幡仁一

5 会議の概要

事務局
(鈴木次長)

本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第15回総会にご参集を頂き、ありがとうございます。

はじめに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。

- 第15回総会議案書
- 許可申請に係る意見及び決定理由書
- 現地調査位置図
- 農業委員会だより第182号（令和元年7月1日発行）
- 【資料1】令和2年農作業労働賃金標準額策定第2回協議資料
- 【資料2】農業者年金 加入状況・受給状況内訳
- 【資料3】いわき市認定農業者名簿
- 【資料4】農地利用最適化活動に係る農業委員活動記録簿の記載について
- 【資料5】令和元年度農地パトロール強化月間現地調査スケジュール（案）について
- いわき米作り情報特別号
- 農業委員会業務必携

以上、11点です。

なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。

続きまして、農業委員会憲章唱和でございますが、唱和のご発声を、議席番号15番、高木眞一委員よりお願い致します。

15番
高木委員

私が、いわき市農業委員会憲章の前文4行を読み上げますので、「一、農業・農村の代表として、」から引き続きご唱和ください。

－憲章唱和－

事務局
(鈴木次長)

ありがとうございました。

本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それでは、議事に先立ちまして、草野会長より、ご挨拶申し上げます。

草野会長

いわき市農業委員会第15回総会の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には、午前の農業委員全体会議に続き、ご出席を賜り、感謝

草野会長

申し上げます。

私は、ここに来ると、震災後に東分庁舎が使用できなくなり、内郷支所に一時事務局を設け、文化センターとこの会議室を利用して幾度か会議をしました。その当時のことを思うと感無量なところがございます。

また、去年の手帳を見てみますと、7月から新たな体制として出発し、7月9日に辞令交付その他第1回総会、7月17日、本日より同じ日に椿山荘で第2回総会を開催して新たなスタートを開始したところでございまして、ちょうどこの時期だったんだなと思いを巡らせていたところでございます。

さて、本日の総会は、議事と致しまして、定例となります、「農地法に係る許可申請等」について、また、協議事項と致しまして、前回に続き、「令和2年農作業労働賃金標準額」について、ご審議いただきますとともに、その他といたしまして、いくつかの事項の説明を受けることになりますことから、慎重且つ円滑なご審議を賜りますようお願い申し上げます、あいさつと致します。

事務局
(鈴木次長)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長となりまして進めさせていただきます。

会長、よろしくお願い致します。

議 長
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日の通告欠席でございますが、

議席番号2番 坂本 和徳 委員

16番 木幡 仁一 委員でございます。

現在、委員24名中、22名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。

只今より、いわき市農業委員会第15回総会を開会致します。

次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。

議席番号8番 箱崎 寿正 委員

9番 松本 英人 委員

議 長 (草野会長)	以上2名にお願い致します。 また、書記は事務局にお願い致します。 なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。 これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。 また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。 次に、会務報告を事務局よりお願い致します。
事務局 (鈴木次長)	－総会議案書2ページにより会務報告－
議 長 (草野会長)	ありがとうございました。 それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	本日の第15回総会の案件について、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」において、訂正が1件、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」において、訂正が1件、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」において、訂正が1件、議案第5号、「現況確認証明願いについて」において、訂正が2件、議案第6号、「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について」において、訂正が1件ございました。 詳細につきましては、議案説明の際、担当者から説明致します。 私からの説明は以上です。
議 長 (草野会長)	それでは議事に入ります。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。今回、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」において、議席番号7番、草野久仁昭委員が該当しております。

議 長 (草野会長)	議案審議の際は、一時退室願います。 その他、該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際、申し出て下さい。 それでは、草野久仁昭委員は一時退室願います。 ー草野久仁昭委員、一時退室ー
議 長 (草野会長)	それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 3 ページをお開き願います。 ー議案第 1 号を朗読、審議事項を説明ー 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (石島主任)	まず、議案説明書について 1 点修正がございます。 議案説明書 3 ページの番号 1 番の譲受人の経営内容について、田が 22 a、畑が 18 a と記載がありますが、正しくは田が 0 a、畑が 22 a ですので修正願います。申し訳ございませんでした。 議案説明書 2 ページをお開き願います。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明いたします。 議案説明書 3 ページをお開き願います。 また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。 1 番、申請地、四倉町、地目は畑、面積は 242 m²でございます。 権利移動事由は売買による所有権の移転でございます。 外 4 件、番号 5 番までは売買による所有権の移転でございます。 続きまして、6 番、申請地、三和町外 1 筆、地目は全て畑、面積は計 4,163 m²でございます。 権利移動事由は贈与による所有権の移転でございます。 続きまして、7 番、申請地、平外 1 筆、地目は全て畑、面積は計 156.25 m²でございます。 権利移動事由は 8 番との交換による所有権の移転でございます。 続きまして、9 番、申請地、平外 5 筆、地目は田及び畑、面積は田 3,952 m²、畑 2,001 m²、面積は計 5,953 m²でございます。 権利移動事由は使用貸借権の設定でございます。 今月の 3 条申請面積は、田 10,149 m²、畑 10,786.25 m²、合計 20,935.25 m²です。 番号 1 番から 9 番までについては、3 条許可ができない場合を示

事務局 (石島主任)	した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 説明は、以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
10番 油座委員	議席番号10番の油座勝三です。 事案1番から5番、及び9番につきまして、現地を調査いたしましたが、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局、お願い致します。
事務局 (石島主任)	事案6番の権利移動事由が贈与、事案7、8番の権利移動事由が交換であり、対価を伴わない権利設定であることから、事務局のみで現地を調査いたしましたが、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 それでは、草野久仁昭委員、入室願います。 －草野委員入室－
議 長 (草野会長)	次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局 (草野係長)	議案書の４ページをお開き願います。 －議案第２号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (府川主査)	議案説明書５ページをお開き願います。 議案第２号 農地法第４条第１項の規定による許可申請についてご説明致します。 議案説明書６ページをお開き願います。 配付しております位置図と意見及び決定理由書をご覧になりながらお聞きくださるようお願いいたします。 番号１番、申請地は、平、登記地目は畑、面積は５.４５㎡、転用目的は道路です。 事業実施の確実性につきましては、申請地は、従来から宅地が点在する地区で、道路が狭く緊急車両等の通行に支障があります。今般、隣接宅地の再整備に伴い、道路を拡幅することから、これにあわせ、当該農地部分も道路としたいという案件であり、事業実施は確実です。 以上１件、面積の合計は、田０㎡、畑５.４５㎡、合計面積は５.４５㎡となります。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第２号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
１１番 新妻委員	議席番号１１番、新妻 信夫です。 番号１番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第２号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請については、只今ご説明のとおり可決致します。

次に、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局
(草野係長)

議案書の 5 ページをお開き願います。

－議案第 3 号を朗読し、審議事項を説明－

詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(府川主査)

議案説明書 7 ページをお開き願います。

議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明いたします。

説明に入る前に資料の訂正が 1 点ございます。

議案説明書 8 ページをお開き願います。

番号 8 番の譲渡人ですが、名前に誤りがございましたので訂正をお願いします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、説明に移らせていただきます。

配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

番号 1 番、申請地は平外 1 筆、登記地目は田、面積は 44m²、権利の移転事由は売買による所有権の移転、転用目的は自己住宅敷地の拡張です。

当該案件は、農地法の許可を得ずに既に農地の一部を造成してしまい、既に完成しております。

経緯につきましては、譲受人は、農業を営んでおりますが、農業用倉庫がある自宅への入り口部分が狭く、かつ、そこへ至る道路が S 字状となっており、農機具及び収穫物運搬車両の往来に危険が伴うため、その改善策を考えていました。そこで、平成 31 年 2 月に譲渡人と合意の上、当該農地を造成してしまい、現在、住宅敷地の一部となっています。

譲受人及び譲渡人が農地法について十分に理解しておらず、造成後に転用許可の必要であることを認識したものです。

違反転用に対しましては、農地法第 51 条に基づき処分を行うこととなりますが、当該案件につきましては、申請人は農地転用にあたり許可が必要なことを理解しておらず、違法性の認識のないまま造成を行っており、故意に違反転用を行ったとまでは言い切れないと考えます。

事務局
(府川主査)

また、当該農地の区分は、第1種農地であるものの例外規定の「既存施設拡張事業」に該当し、本来事前に申請があれば、許可を受けられる農地になります。

仮に、原状回復等を命じた場合、譲受人の日常生活や農作業に影響があることが想定されます。

なお、申請人に対しては、後日顛末書の提出を求めるとともに、二度と違反行為を行うことのないよう、事務局から指導したいと考えております。

事務局といたしましては、違反転用に至った経緯や当該農地の立地状況等を踏まえ総合的に判断すると、原状回復等を命じるまでには至らないと考えますことから、当該案件につきましては追認による許可をお願いしたいと考えております。

番号2番、申請地は、平、登記地目は畑、転用面積は38㎡、権利の移転事由は売買による所有権の移転、転用目的は自己住宅敷地の拡張です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は、近々、当該農地の北側に隣接する住宅に転居する予定ですが、宅地の進入路部分が狭いことから、北側の他人所有の通路を通らざるを得ない状況にあります。そこで、宅地の通路部分を拡張したいという案件であることから、事業実施は確実です。

番号3番、申請地は平、登記地目は畑、転用面積は1,089㎡、権利の移転事由は賃借権の設定、転用目的は、太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、申請地は、東日本大震災の際に津波により冠水し、商品となる作物は生産できない状況です。被設定人は会社経営を行っていますが、新たな収入源として太陽光発電事業に参入したいと考えており、申請地に太陽光発電設備を設置したいという案件であることから、事業実施は確実です。

番号4番、申請地は平、登記地目は畑、転用面積は1,914㎡、権利の移転事由は賃借権の設定、転用目的は、太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、申請地は、東日本大震災の際に津波により冠水し、商品となる作物は生産できない状況です。被設定人は水産加工会社ですが、震災及び原発事故の影響から売上回復に至っていない状況にあります。売上減少をカバーするため、新たな収入源として太陽光発電事業に参入したいと考えており、申請地に太陽光発電設備を設置したいという案件であることから、事業実施は確実です。

番号5番、申請地は平、登記地目は畑、転用面積は1,219㎡、権利の移転事由は賃借権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、申請地は、東日本大震災の際

事務局
(府川主査)

に津波により冠水し、商品となる作物は生産できない状況です。被設定人は水産加工会社を営っていますが、震災及び原発事故の影響から売上回復に至っていない状況にあります。収入減少をカバーするため、新たな収入源として太陽光発電事業に参入したいと考えており、申請地に太陽光発電設備を設置したいという案件であることから、事業実施は確実です。

番号6番、申請地は三沢町外2筆、登記地目及び転用面積は、田1,369㎡、畑230㎡、権利の移転事由は売買による所有権の移転、転用目的は、資材置場、駐車場です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は川部町梅田地内にて建設業を営んでおり、現在、使用している資材置場及び駐車場では人通りがなく、盗難の被害があったことから、新たな資材置場及び駐車場を探しておりました。

会社から近く、人通りがある土地を検討したところ、休耕地である申請地を所有者から売買する合意が得られたことから、資材置場、駐車場を設置する案件であることから事業実施は確実です。

番号7番、申請地は小川町、登記地目は畑、転用面積は266㎡、権利の移転事由は使用貸借権の設定、転用目的は分家住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、被設定人は、本家にて両親と同居していますが、将来、子供が成長して手狭になることが予想されること、また、プライバシーを尊重しながらお互い協力しながら生活していくことができることなどから、分家住宅を建築したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号8番、申請地は三和町外1筆、登記地目及び転用面積は、田451㎡、畑694㎡、権利の移動事由は賃借権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、被設定人は好間町大利地内で林業及び太陽光発電事業を行っている法人であり、事業用地を探しておりました。

事業用地の選定にあたり父及び兄の農地を賃借する承諾が得られた為、太陽光発電設備を設置する案件であることから事業実施は確実です。

番号9番、申請地は久之浜町、登記地目は田、転用面積は1,471㎡、権利の移転事由は、地上権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、譲渡人は人手不足から当該農地を耕作しておらず、休耕田としていました。しかし農地の管理は必要なため、その労力の軽減策を考えていました。譲受人は税理士ですが、新たな収入源として太陽光発電事業を考え、事業地を探していました。両者の思惑が一致したことから、太陽光発電設備を設

事務局
(府川主査)

置したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号10番、申請地は大久町、登記地目は田、転用面積は3,574㎡、権利の移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は、太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は埼玉県越谷市で太陽光発電事業を行っている法人であり、事業用地及びいわき市北部の資材置場を併せて検討していた所、事業用地と資材置場として適度な面積が確保でき、土地形状がよい申請地を売買する合意が得られたことから、太陽光発電設備及び資材置場を設置する案件であることから事業実施は確実です。

番号11番、申請地は大久町、登記地目は畑、転用面積は957㎡、権利の移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、設定人は高齢であり、体力的に農作業が困難となってきました。設定人の農業経営の後継者や従事者もいないことから、休耕地の原野化の防止及び有効活用、農業収入の減少の補てんを図るため、太陽光発電設備を設置する案件であることから事業実施は確実です。

番号12番、申請地は大久町外1筆、登記地目は畑、転用面積は912㎡、権利の移動事由は売買による所有権の移転、賃借権の設定、転用目的は、太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、譲渡人は高齢であり、体力的に農作業が困難となってきました。譲渡人の農業経営の後継者や従事者もいないことから、休耕地の原野化の防止及び有効活用、農業収入の減少の補てんを図るため、太陽光発電設備を設置する案件であることから事業実施は確実です。

以上、12件、面積は、田6,909.00㎡、畑7,319.00㎡、合計14,228.00㎡です。

説明は以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第3号について、説明がありました。
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

12番
佐川委員

議席番号12番、佐川良平です。

番号1番の事案につきましては、事務局説明のとおり、許可を受けずに既に転用行為を実施してしまった案件になります。

違反転用については、場合によっては原状回復等の措置も考えなければなりませんが、そうなった場合、先程の事務局説明のとおり、申請者にとって日常生活や農作業に支障が生じる状況となる恐れが

12番 佐川委員	あります。 転用行為の実施状況につきましては、計画どおり施工されており、周辺の農地等に悪影響を及ぼすものではないものと確認しております。 許可を受けずに転用行為を実施してしまったことについては、誠に遺憾であります。このような状況や、当該農地が事前に申請があれば転用可能な農地であることを踏まえ、追認での許可もやむを得ないものと考えます。 次に、番号2番から番号12番の案件につきましては、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告について、委員の皆様から何かご意見、ご質問等ございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の6ページをお開き願います。 －議案第4号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	説明に入る前に資料の訂正が1点ございます。 議案説明書11ページをお開き願います。 所在地番ですが、間違いがございますので訂正をお願いします。大変申し訳ございませんでした。 議案説明書10ページをお開き願います。 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、ご説明いたします。

事務局 (稲葉主事)	議案説明書11ページをお開き願います。 それでは配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。 番号1番、事業計画変更地内の農地は田人町外4筆、登記地目は畑、転用面積は1,896.11㎡、転用目的は鉄塔周辺工事用地（一時転用）です。 本申請地は農地法第5条許可を受けている土地で、許可年月日は平成30年6月26日、変更項目は事業の操業期間です。 変更前の期間は平成30年6月26日から令和元年6月25日まで、変更後の期間は平成30年6月26日から令和元年11月28日までです。 変更事由は、太陽光発電設備の設置に伴い、連携設備として支線の新設工事を実施するにあたり、周辺の国有林に係る手続き等に期間を要しことで、工事日程の延長が生じました。 工期延長に伴い、一時転用期間を変更するものです。 転用目的の変更は無く、事業計画区域については現状のまま使用します。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
事務局 (稲葉主事)	番号1番の事案につきまして、一時転用案件の事業計画変更であるため、事務局のみで現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－

議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 5 号、現況確認証明願いについて、事務局の説明を求めます。
事務局 (早水係長)	議案書の 7 ページをお開き願います。 －議案第 4 号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (金成主査)	議案説明書12ページをお開き願います。 議案第 5 号、現況確認証明願いについてでございます。 また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。 はじめに、訂正を 2 点お願いいたします。 番号 2 番について、申請土地の一部が、東日本大震災に伴う、福島第一原子力発電所事故に伴う作業残土及び放射性廃棄物の仮置き場となっていたことから、本証明申請から除くこととなりました。 ついては、申請地から 5 筆を除外させていただきます。 そのため、申請面積が、50,154㎡から44,078㎡へ減となります。 併せて、合計面積が、175,589㎡から169,153㎡となります。 また、番号 4 番、申請土地の標記について誤りがございましたので、訂正をお願いします。 それでは、説明させていただきます。 番号 1 番、申請地は小川町、公簿地目は牧場、現況地目は山林でございます。 面積については、11筆の合計で32,908㎡でございます。 非農地化した経緯につきましては、申請地は、昭和55年に国の広域農業開発事業として畜産農家へ供給する牧草の採草地として整備したが、直後に畜産事業が中止となり、採草地としての利用もなくなりました。 その後、風が強く農業には適さない土地であったため、耕作できず雑木が繁茂し、山林化し現在に至っております。 その他 4 件については、同地区で同様の経過により牧場が山林化した案件でございます。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 5 号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。 議席番号 6 番の鈴木義直です。

6 番 鈴木委員	番号 1 番から 5 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特 段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特段問題ないと判断されるところでしたが、 その他、委員の皆様からのご意見、ご質問等はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。 議案第 5 号について、原案のとおり可決することにご異議ござい ませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 5 号、現況確認証明願いについては、 原案のとおり可決致します。 次に、議案第 6 号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画 (案)に対する意見の決定について、事務局の説明を求めます。
事務局 (早水係長)	議案書の 8 ページをお開き願います。 －議案第 6 号を朗読し、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (金成主査)	議案説明書 15 ページをお開き願います。 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見 の決定について、説明いたします。 初めに訂正が 1 件ございます。 議案説明書 16 ページをお開き願います。 番号 1 番の案件について、内容（利用目的）が水田となっており ますが、農業用施設に訂正をお願いします。 それでは説明させていただきます。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定によ り、いわき市が作成しました農用地利用配分計画(案)について、意 見を求められたためお諮りするものです。 番号 1 番、土地の所在は小川町、現況地目は田、面積 16,725㎡で す。詳細につきましては、記載のとおりです。 なお、農用地利用配分計画（案）は福島県農業振興公社から借受 者への貸付が完了した農地ですが、今回、借受者の変更があったた

事務局 (金成主査)	め、改めて農用地利用配分計画（案）について、意見を求められたものです。 また、内容（利用目的）については、農地転用等、必要な手続きは完了しております。 借り手は、農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。 農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項及び福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第6号について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第6号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定については、原案のとおり可決致します。 次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の9ページをお開き願います。 －報告第1号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書の17ページをお開き願います。 農地法第3条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号1番、土地の所在地は内郷、登記地目は畑、面積は5,031㎡、権利を取得した日は平成18年7月22日、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類及び内容は所有権、農業委員会によるあっせん等の希望の有無は無、受理年月日は令和元年5月31日でございます。

事務局 (稲葉主事)	外13件ございました。 議案説明書20ページをお開き願います。 権利取得面積は田55,825.61㎡、畑24,222㎡、合計80,047.61㎡でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。
事務局 (草野係長)	議案書の10ページをお開き願います。 －報告第2号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書の21ページをお開き願います。 農地法第4条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号1番、土地の所在地は平、登記地目は畑、面積は277㎡、転用目的は自己住宅敷地、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は令和元年7月1日、受理年月日は令和元年6月20日でございます。外1件ございました。 転用面積は田0㎡、畑415㎡、合計415㎡でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。
事務局 (草野係長)	議案書の11ページをお開き願います。 －報告第3号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書の23ページをお開き願います。 農地法第5条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号1番、土地の所在地は泉町、登記地目は畑、面積は899㎡、転用目的は住宅敷地、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着

事務局 (稲葉主事)	工年月日は令和元年 7 月 1 日、受理年月日は令和元年 6 月 5 日でございます。外20件ございました。 議案説明書28ページをお開き願います。 転用面積は田9,921.98㎡、畑6,167㎡、合計16,088.98㎡でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第 4 号、農地法第18条第 6 項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。
事務局 (早水係長)	議案書の12ページをお開き願います。 —報告第 4 号を朗読し、報告事項を説明— 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (金成主査)	議案説明書29ページをお開き願います。 農地法第18条第 6 項の規定による通知について説明致します。 次の30ページをお開き願います。 番号 1 番、土地の所在地は四倉町 2 筆、登記地目は田、面積は計1,448㎡でございます。 土地の引渡し時期は令和元年 6 月 3 日でございます。 外計5件、田が18,945㎡、畑が 0 ㎡、合計面積は18,945㎡でございます。 以上、農地法第18条第 6 項の規定による合意解約の通知がありましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、合意解約の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第 5 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、事務局の説明を求めます。
事務局 (野木係長)	議案書の 13 ページをお開き願います。 —報告第 5 号を朗読し、専決事項を説明— 議案説明書の 31 ページ、32 ページをお開き願います。 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、報告致します。 6 月は 1 件の証明願があり、相続税の納税猶予についての案件でありました。

事務局 (野木係長)	合計面積は、田 1,953 m²、畑 0 m²、合計 1,953 m²になります。 審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。 以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 その他、事務局より報告事項はございませんか。
事務局 (草野係長)	事務局よりご報告いたします。前回の総会の議案になりますが、総会議案の第 2 号の番号 2 番遠野町太平の農家住宅建築に係る分譲許可申請についてご報告いたします。 こちらの案件については、現地調査の際、申請地の隣接農地にまで碎石が敷かれていることを確認したことから、転用許可にあたり碎石が撤去されたのを確認したうえで許可することと総会において意見が付されました。このため、事務局から申請者に対し改善措置を指示し、その履行状況について、事務局で再度現地調査を実施しております。この調査結果につきましては、事前に、前回現地調査を実施した委員の皆様にご説明をいたしまして、改善状況について、御確認いただいたところであります。 ご報告は以上です。
議 長 (草野会長)	ここで、前回現地調査報告を行った蛭田委員より報告をお願いいたします。
3 番 蛭田委員	議席番号 3 番、蛭田元起といいます。只今事務局より説明のありました、前回申請案件に係る再調査の結果についてご報告いたします。再調査の結果につきましては、事務局が撮影した改善後の現場写真によってではありますが、隣接農地の碎石は撤去されており、今後、宅地側から農地に碎石が流出するのを防止するため、境界に柵を設置し、土止めを行っている事実が確認できました。 よって、前回総会時に付した意見につきましては必要な改善措置が図られたものと認め、前回現地調査を行った委員全員の総意で転用許可妥当と判断いたしました。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、前回総会議案のうち、許可にあたり意見を付した案件について、必要な改善措置が取られていることを確認したとことですが、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

議 長
(草野会長)

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご質問が無いようでありますので、当該案件につきましては、必要な改善措置が取られたと認め、転用について許可することといたします。

以上で、本日の議事は全て終了致しました。

続きまして、協議事項に入る前に、これより、休憩と致します。

只今14時20分です。10分間休憩とし、再開は14時30分からと致しますので、よろしくお願いします。

－10分間休憩－

議 長
(草野会長)

全員お揃いですので、再開致します。

これより、協議事項に移ります。

令和2年農作業労働賃金標準額について、事務局の説明を求めます。

事務局
(勝沼主査)

労働賃金標準額について本日より具体的な協議に入らせていただきます。

本日お配りした資料の構成と項目について、説明致します。

先月の総会でお配りした資料のうち、記述式でご意見いただいているものを整理したものです。

資料の1ページでは、左列に新たに設定して欲しい項目や意見を、右列に事務局で調査等した関連事項を記載しております。

2ページ及び3ページは、標準額を採用した場合の問題点についてまとめております。

資料の説明は以上です。

議 長
(草野会長)

本日から、具体的な検討に入りますが、その進め方について、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。

昨年度の総会においては、新たに設定して欲しいと要望のあった項目から検討を始めております。

そのような進め方でよろしければ、要望のあった項目から検討したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

－異議無しとの声有り－

ご異議なしとのことですので、新たに設定して欲しいと要望のあ

議 長
(草野会長)

った項目から具体的な協議を始めさせていただきます。
7月17日の協議資料1の1ページをお開き願います。
これについて、再度事務局の説明を求めます。

事務局
(勝沼主査)

本日お配りした資料1の1ページをお開き願います。
協議に先立ちましてそれぞれの項目を説明させていただきます。
1番目について、緑化飼料苗の1箱あたりの価格を設定して欲しいとの意見がありました。
これについては、JA価格が適当との意見がありました。
参考として、JA価格について調査したところ、JA福島さくらいわき地区本部においては、硬化苗1箱当りの価格は、うるち460円、もち470円であり、それにJAの助成金があるため30円引きとなり、配達料込みの価格であります。
さらに、自己取りで30円引きとなるという結果でした。
2番目の育苗配達については、近隣の市町村で設定されていないため、値を設定している滋賀県育苗業者の参考値となりますが、1箱あたり50円から100円となっており、作柄によって値段の差がございました。
また、配達の距離によっても割増しの金額が設定されているとのことでした。
栃木県さくら市については標準額が設定されており、育苗配達に1箱50円で行っていました。
3番目の農地の賃借時の管理料の設定についてですが、遊休農地解消を目的として、貸主が受託者に支払うというもので、先例がございませんので、ゼロベースで検討いただければと思います。
4番目の刈払機による賃料についてですが、こちらは、肩掛け、背負いの機械のもので、1時間あたり、山形市で1,500円、山口県美祢市で1,800円、栃木県さくら市で2,000円の単価設定がございました。
5番目のトラクター取付けの草刈機、いわゆるモアによる作業代金ですが、10アールあたり、山形市で5,000円、山口県美祢市で6,000円といった単価設定がございました。
最後の6番目となります、もみ殻処理料の新設ですが、昨年度も協議されております。
もみ殻は事業系一般廃棄物となり、その収集、運搬、処理に関しては許可が必要であることから、標準額を設定しないと判断されております。
もみの運搬に関しては設定されている自治体がありまして、10アールあたり須賀川市で2,000円、二本松市で3,100円で設定されて

事務局 (勝沼主査)	おりました。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局から、1 番から 6 番までの説明がありました。 それでは、1 番から新設の必要性について順に協議いたします。 ちなみに、事務局から説明のあった硬化苗についてですが、470 円というのは、硬化苗ではなく、農協から各農家に苗が配布されて、農家がハウスに入れて成苗まで育てるという段階の苗である緑化苗と考えます。 これまでの経緯ですと、本市の場合は、硬化苗が 1 箱 670 円という価格で掲載されているという状況ですが、これについて意見を求めます。
24番 佐藤委員	苗代をもらう側は少しでも高いほうが良いという意見が大半であったが、そういう方でも、単価を上げるわけにはいかないという意見が本音にある。 当委員会の中では、直接、育苗している方の意見を参考にすべきはないか。
議 長 (草野会長)	市内で育苗している個人の中には、植えられる状況の硬化苗を出しているところもある。 議論としては、高い、安いという議論よりも、緑化苗と硬化苗という 2 段階で価格を記載するほうがよいかどうかということだと考える。
5 番 藁谷委員	緑化苗で 30 円の補助とあるが、J A が育苗すると補助が出るのであって、個人であれば補助が出ないため、そことの整合で問題にならないか。
議 長 (草野会長)	個人で育苗して供給しているところは、硬化苗で渡しているところがあるため、緑化苗の値段で載せると、J A から記載の値段で買うという方が出てくることが想定される。 硬化苗と緑化苗の値段を記載するとなると、慎重すべきと考えるが、緑化苗とそれに対する J A の補助、硬化苗については個人間での販売となるため、今まで通りの掲載がよいと考えるが、これについて異議はありませか。 －異議無しとの声有り－ 異議無しと認め、今まで通りの記載といたします。

議 長 (草野会長)	それでは、2 番目の育苗配達について協議します。 私個人が把握している範囲では、配達料を取っていたり、取っていないかったりするなど様々であるが、これについて意見を求めます。
24番 佐藤委員	配達料込みで苗代としている場合もあるため、あえて項目出しして設定しなくてもよいのではないか。 あえて、配達料を設定するのであれば、苗代の記載に配達料別途と記載する必要があると考える。
議 長 (草野会長)	その他に意見はありませんか。
13番 鈴木理委員	硬化苗と緑化苗の議論で、J A の場合は、460 円に配達料が入っているのが金額になっている。 新たに配達料を設定すると、その金額の整合性を図る必要がある。J A は、様々な経費を計算に入れて単価を設定している。 配達料を別標記としても、配達料込みとしても、どちらで標記しても、苗代の他に別途経費が計上されることになり、割高に感じたり、J A や自己販売の費用と整合が取れなくなるのではないかと。
議 長 (草野会長)	委員の皆様の意見をまとめると、硬化苗 670 円とする表記し、配達料については、表記をしないということによろしいか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	次に、3 番目の、農地の賃借時の管理料について協議します。 いわき市が先駆的に取組んではどうかという意見もあるが、これについて意見を求めます。
12番 佐川委員	農地の所有者が耕作が困難になり、だれも引き受けてがいなくなってしまった事例がある。 農地を荒らしておくわけにもいかず、農地の所有者が費用を支払って耕作してもらっているという事例がある。 耕作放棄地にしてしまっている地権者の中には、ある程度の費用であれば、管理料を支払ってでも耕作してもらいたいと思っている方もいるのではないかと。 認定農業者の中には、10 アールあたり 1 万円程度の費用があれば、賃借料無しで管理を引き受けてもよいという意見がある。 管理料とあるが、管理の場合は、ロータリーをかけるだけの保全

議 長
(草野会長)

管理でも問題ないという認識でしょうか。

12番
佐川委員

耕作しても、保全管理でも問題ない考える。

24番
佐藤委員

保全管理に、管理料が必要であるという意見は聞くことはあるが、労働賃金の表記として、単価表記するのは、現時点では難しいのではないか。

21番
和田委員

管理料の問題は、どの地権者に当てはまる、当たり前の問題として考えなければならいと思う。

地権者は、農地を資産として考えている場合が非常に多い。

農地を資産と考えた場合に、遊休農地にしておくと、固定資産税が 1.8 倍に加算される制度となっているが、現実的に固定資産税が 1.8 倍になっても地権者は荒らしておくと思う。

これが、宅地並みの課税がされるなどがあれば、管理料を払っても、管理して欲しいと考えると思う。

地権者も農地の管理に責任が伴うと考えていただき、10 アールあたり 15,000 円や条件が悪ければ 30,000 円やそれ以上の管理料をとってもよいと思う。

政府も経済界も、農業者に対して経済性を求めなさい、と言っているので、経済性を求めるのであれば、条件の悪い農地など、地代を払ってまで賃借する必要はないし、農業者の経営が成り立たなくなる。

地権者は、責任をもって資産である農地を管理する。

農業者は、経済性を考慮し経営を行っていかなければならない。

議 長
(草野会長)

社会情勢の変化のある中で、今後、必要になる事案であることは認識できると思う。

現時点で、標準額を設定するかどうか、意見を伺いたい。

5 番
藁谷委員

管理料の設定については、もう少し事案を検討してからでよいのではないか。

7 番
草野久委員

管理料の設定については、いささか時期尚早であるのではないか。具体的な事案が増えて、円熟してからでも遅くないのではないか。

今回については、もう少し事案を見てから検討することとし、標

議 長 (草野会長)	準額の設定は見送るという方向でよろしいか。 －異議なしの声有り－
議 長 (草野会長)	それでは、次に4番目の背負い、方掛けの刈払機による賃料を協議します。 畔の草刈りは、自走式草刈機での作業で1時間3,000円と標記されています。 山林の機械作業の場合、8時間12,000円とされているが、それに類似するものかどうか、ご意見を求めます。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	それでは、目安となる標準額が、畔の草刈りと山林の機械作業で記載されているので、価格設定の際に検討するというご意見ありませんか。 －異議なしの声有り－
議 長 (草野会長)	次に、5番目の項目について、トラクター取付けの草刈機であるモアを利用した草刈りの価格を検討したいと思います。 現状としてトラクターの後ろに取付けて草刈りを行っている方の意見を伺ってみたいと思いますが、これについて、ご意見を求めます。
12番 佐川委員	トラクター取付けの草刈機に実際に草刈りをやってもらったことがある。 依頼する方も依頼される農家も、標準的な金額が設定されていないので、困ってしまう。
5番 藁谷委員	トラクター取付けの草刈機だと、道路の路肩しか刈れないのではないか。
12番 佐川委員	路肩だけではなく、雑草が茂った田など、保全管理が必要な農地に利用できる。
議 長 (草野会長)	他の農業委員会では、モアの金額を設定している委員会もある。 農地の管理方法の一つとして、モアの草刈りを頼まれることも想定されるので、標準額を新設する必要があると考える

議 長 (草野会長)	が、それについて、他にご意見はありませんか。
23番 小泉委員	私自身は、トラクター取付けの草刈機を持っている。 農地利用意向調査を受けて、地権者から農地を保全管理するため、草刈りを行って欲しいという問い合わせが増えており、実際に作業もしている。 資料には参考として、面積単位で山形市や美祢市の金額が掲載されているが、実際の雑草や雑木の種類によって作業時間が変わってくるので、設定するのであれば、面積単位ではなく、作業時間で掲載されるのが望ましいのではないかと考える。 また、草刈機も、それ単体では使用できずトラクターが必須となるため、もう少し高い金額設定でも問題無いのではないかと考える。 冬場の草刈りや、稲刈り後の早い段階での草刈りの需要はあるように感じる。 遊休農地対策や耕作放棄地の再生に向けた取組みになるのではないかと考える。
12番 佐川委員	作業の対価として、金額を示してあげないと、どの程度の金額か不明な点が多い。 それでは、設定単価を面積とするか、時間とするかは今後の議論とすることで、今回の標準額で設定するという事でよろしいか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	それでは、新しい標準額として設定することといたします。 次に、6番目として、もみ殻の処理について協議したいと思います。 これも、毎回議論となっているが、これについて、ご意見を求めます。
5 番 藁谷委員	これについては、対応が産業廃棄物処理となると、許認可の必要があるため、農業委員会で決められないのではないかと考える。
議 長 (草野会長)	これについては、今回も標準額として入れないということで、ご異議ありませんか。 －異議無しとの声有り－ 本日は、この6項目の協議といたします。

議 長 (草野会長)	資料については、他自治体の事例も記載されていますので、次回まで各委員で確認いただくようお願いいたします。
	それでは、本日の協議事項は、ここまでと致します。
	次回、8月の総会におきましても、引き続き協議させていただきますので、よろしくお願い致します。
	次に、その他に移ります。まず、事務局から何かございますか。
事務局 (野木係長)	1 農業委員会だより第182号 ➡概要について紹介した。 2 【資料2】農業者年金 加入状況・受給状況内訳 ➡加入状況等を説明した。
事務局 (早水係長)	3 【資料3】いわき市認定農業者名簿 ➡名簿を配布した。 4 【資料4】農地利用最適化活動にかかる活動記録簿の記載について ➡活動記録簿の記載方法について説明した。
事務局 (金成主査)	5 【資料5】令和元年度農地パトロール強化月間現地調査スケジュール(案)について ➡現地調査スケジュール(案)について説明した。
議 長 (草野会長)	ありがとうございました。 只今の事務局説明を含め、その他、委員の皆様から何かございますか。
	特に無いようでありますので、これをもちまして、いわき市農業委員会第15回総会を閉会致します。